

小平市教育委員会会議録（甲）

—— 1 月 定 例 会 ——

平成20年1月25日（金）

開 催 日 時 平成20年1月25日（金） 午後2時00分～午後3時18分  
開 催 場 所 市役所5階505会議室  
出 席 委 員 小池貞雄委員長  
伊藤文代委員長職務代理者  
荒畑忠弘委員  
坂井康宣教育長  
説明のための出席者 昼間守仁教育部長  
山田裕教育部理事兼指導課長  
阿部和生教育庶務課長  
大澤一美学務課長  
永田達也学務課長補佐  
相浦和行指導課長補佐  
有馬哲雄生涯学習推進課長  
武藤眞仁体育課長  
島林正美中央公民館長  
蛭田廣一中央図書館長  
仙北谷仁策指導主事  
書 記 石川進司教育庶務課長補佐、谷川知治教育庶務課主任  
傍 聴 者 なし

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○小池委員長

それでは、ただいまから教育委員会1月定例会を開催いたします。

なお、本日、吉田委員から欠席の届出が出ております。

（署名委員）

○小池委員長

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は、荒畑委員及び私、小池でございます。

それでは本日の議題に入りたいと思います。

## (委員長報告事項)

### ○小池委員長

はじめに、委員長報告事項を行います。

委員長報告事項(1) 東京都市町村教育委員会連合会第3回常任理事会・理事会及び理事研修について、私から報告をいたします。

1月22日火曜日、東京都市町村教育委員会連合会の平成19年度第3回常任理事会と理事研修会が自治会館で行われました。石川教育庶務課長補佐と私が出席をいたしました。

内容につきましては資料No.1のとおりでございますが、直接関係のある箇所のみを報告いたします。

まず1番目でございますが、連合会の役員の交替の件につきましては、現在の役員の方が5月26日で任期満了となりますので、次期会長は羽村市、副会長はあきる野市と瑞穂町ということになりました。

それから次は4番目。2、3は省略いたしますが、4番目でございます。平成19年度の連合会研修会について、でございますが、2月1日午後2時から自治会館で「これからの学校教育」というテーマで東京学芸大学教授の児島邦宏氏の講演が行われることになっております。

それから、次は5番目でございます。平成20年度の東京都連合会の総会、理事会の日程につきましては、4月24日に第1回常任理事会が行われます。定期総会は5月21日、2時から自治会館にて行われ、その後3時50分から情報交換会を地下レストランで行うことになっております。

このほかに5月16日でございますが、午後1時から関東甲信越静連合会総会及び研修会が甲府市の山梨県民文化ホールで行われます。研修会には俳優の柳生博氏の講演が予定されております。

次に、研修委員会では、教育委員の意識・活動に関する調査を行うというのがありました。アンケート調査でございます。目的は、研修会のテーマ設定や情報交換会の話題提供でございます。納期は2月末でございますので、調査票を事務局の方で記入していただきまして、2月の定例会の懇談会で検討していただき、修正を加えた上で提出したいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、5月26日の役員の任期満了に伴いまして、第3ブロックの役員改選がございました。代表世話人は現在小平市になってございますが、次の代表世話人は西東京市でございます。それから常任理事は西東京市と東村山市、それから会計監査は東久留米市ということになりました。そのほかに世話人というのがありまして、これは東大和市、武蔵村山市の2市になりました。

次に、理事研修会でございますが、これは東京都多摩教育事務所の柴崎所長より「学校教育の現状と課題」と題しましてのお話がございました。内容的には既に小平市で取り組んでいるものばかりでございますので、特に話としては新しいことはなかったと思いますが、各市の取り組みの内容につきましては調査資料をいただいておりますので、これを後ほど御検討いただきたいというふうに思っております。

報告は以上のとおりでございます。

#### (教育長報告事項)

##### ○小池委員長

次に、教育長報告事項を行います。

教育長報告事項（１）小平地域児童見守りシステムモデル事業について。坂井教育長から御説明をお願いいたします。

##### ○坂井教育長

教育長報告事項（１）小平地域児童見守りシステムモデル事業について、報告いたします。資料は本日追加配付させていただいております。

本モデル事業につきましては、昨年の９月に開始して以来、当初より、１１月から２カ月間の検証期間を経て、その後一定の評価を行い、その結果について肯定的な評価が得られた段階で、次のステップに移る、という段取りを踏みながら本モデル事業を進めております。

現時点での進捗状況等の詳細につきましては、山田教育部理事より説明させます。

##### ○小池委員長

山田教育部理事、お願いいたします。

##### ○山田教育部理事

それでは、まず小平第六小学校と小平第八小学校におけるこのモデル事業の検証について、御報告いたします。

両校をモデル校とし、すべての児童を対象に、平成１９年１１月１２日に開始いたしました。１１月１６日現在の児童の参加状況は、小平第六小学校では４４３名、これは全校児童の７７％で、小平第八小学校では４３０名、これは全校児童の８４．３％でございます。お手元の資料の数は、１２月２５日現在になっております。

平成１９年１２月２６日に第３回小平地域見守りネットワーク協議会が開催され、モデル校２校の実証結果が協議されました。そこではモデル校での児童の参加人数、参加された保護者へのアンケート結果の分析も行われました。登下校メール配信について、モデル校両校とも、役に立つとの回答から、好意的な評価をいただきました。ここから良好な実証結果が得られたとして、この「地域児童見守りシステム」は、評価できることが確認されました。

この評価を受けまして、協議会として、次のステップであるモデル校以外の１７校にモデル事業を広めることとなりまして、準備を進めているところでございます。１７校でのモデル事業は、１年生を対象として取り組んでまいります。そのために、このモデル事業の概要を説明する保護者会を開き、希望される保護者を対象に、実施してまいります。また、並行して各学校に読み取り機器の設置も進めております。

今後のスケジュールは、1月中旬に各校の保護者説明会を終了し、2月、3月が検証期間となります。このモデル事業は3月に終了いたします。したがって、平成20年度以降、見守りシステムをどのように継続していくかは、検証に参加した保護者のアンケートに基づき、協議会で決定していくことになっております。そこでの判断基準となるところは、有料化になってもこのシステムを利用していくか、利用料金としていくらなら、利用していくかといった点が重要になってまいります。

以上、11月からのモデル校2校の実証を終え、現時点までの報告と事業展開の進捗状況につきまして、説明、報告させていただきました。

以上でございます。

#### ○小池委員長

どうもありがとうございました。

それでは、教育長報告事項（2）市立学校のインフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について。坂井教育長から御説明をお願いいたします。

#### ○坂井教育長

教育長報告事項（2）市立学校のインフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について、報告いたします。資料No.2をごらんください。

平成20年1月24日現在の市内公立小・中学校の臨時休業の状況でございますが、小学校で4校、延べ5学級の学級閉鎖を措置いたしました。中学校の学級閉鎖はございません。

また、昨年の同時期における臨時休業は、小・中学校ともございませんでした。

なお、各学校には、東京都と小平市の学級閉鎖の情報を提供するとともに、引き続き、インフルエンザの予防の指導として、十分な栄養と休養をとり、手洗い・うがいの励行等について通知し、対策の徹底を図っているところでございます。

以上でございます。

#### ○小池委員長

どうもありがとうございました。

それでは、教育長報告事項（3）小平市の文化振興の基本方針及び小平市指定管理者制度活用方針について。坂井教育長から御説明をお願いいたします。

#### ○坂井教育長

教育長報告事項（3）小平市の文化振興の基本方針及び小平市指定管理者制度活用方針について、この二つの方針は、関連がありますので一括して説明いたします。資料のNo.3及び4をごらんください。

まず、資料No.3の小平市の文化振興の基本方針でございますが、平成18年に設置した全員公

募市民による「小平市の文化振興を考える市民委員会」の報告書を最大限に尊重する中で、市職員による「小平市の文化振興の基本方針策定検討委員会」を立ち上げて検討したものでございます。

この基本方針は、小平市第三次長期総合計画における「総合的な文化振興推進のための方針の策定」に位置づけられ、前期基本計画の目標年次の平成27年度までの、小平市の文化振興の考え方や方向性を示すとともに、推進体制のあり方をまとめたもので、今後の小平市の文化振興のよりどころとなるものです。

資料の17ページ以降にありますように、文化が将来にわたって市民生活に潤いと活力をもたらすためには、個々に行われている事業を一体的で有機的に連携した取り組みとすることが必要であることから、市長部局と教育委員会に分かれている文化事業を、課題を整理した上で、市長部局に統合していきます。

具体的には、平成20年度、文化協会に関する事務及び、芸術文化奨励事業を生涯学習推進課から地域文化課へ移管し、そのうち、小平市文化協会への補助及び市民文化祭事業等を小平市文化振興財団が支援することとなります。

次に、資料No.4の小平市指定管理者制度活用方針でございますが、小平市では、これまで新規に設置した施設や管理委託制度からの移行施設に指定管理者制度を導入してきました。今後さらに民活力を高めるために、現在直営による管理が行われている施設に指定管理者制度の適用を拡大し、民間事業者等が保有するノウハウを最大限に活用することができる体制を整備し、さらなる市民サービスの向上を図ることを目的に、指定管理者制度活用方針を策定したものでございます。

資料の16ページにありますように、教育委員会が管理している施設の中では、平成21年度に小平ふるさと村、平成23年度をめどに市民総合体育館について指定管理者制度を導入する予定になっています。

これ以外の施設につきましては、引き続き検討を進め、条件整備等が整ったものから制度導入を行っていく考えでございます。

以上でございます。

## ○小池委員長

どうもありがとうございました。

それでは、教育長報告事項（4）寄附の受領について。坂井教育長から御説明をお願いいたします。

## ○坂井教育長

教育長報告事項（4）寄附の受領について、報告いたします。資料No.5をごらんください。

〔I〕は、「みつばち文庫2007」13冊を、匿名希望の個人の方から小平第二小学校への御寄附でございます。

〔Ⅱ〕は、世界大百科事典、全34巻、デジタルカメラ2台、ICレコーダー1台を、小平図書館友の会様から、小平市立図書館への御寄付でございます。

〔Ⅲ〕は、金1万円を、匿名希望の個人の方から、小平市育英基金への指定寄附として、御寄附いただいたものでございます。

それぞれ有効に活用させていただきます。

以上でございます。

#### ○小池委員長

どうもありがとうございました。

それでは、教育長報告事項（5）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について。坂井教育長から御説明をお願いいたします。

#### ○坂井教育長

教育長報告事項（5）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、報告いたします。

前回の報告以降に決定したものは、資料No.6のとおりでございます。

詳細につきましては、阿部教育庶務課長より説明させます。

#### ○小池委員長

阿部教育庶務課長、お願いいたします。

#### ○阿部教育庶務課長

それでは、本日報告いたしますのは、9件でございます。

はじめに、受付番号（76）。事業名、第9回玉川上水観察会。主催団体、小平ユネスコ協会。実施期日、平成20年2月23日。会場は上水本町地域センターでございます。毎年使用承認しており、会費300円でございます。

次に、受付番号（77）。事業名、Gフェスタ2008。主催団体、Gフェスタ2008実行委員会。実施期日、平成20年2月7日～2月17日。会場はS-galler-y-2010でございます。今回初の承認で、事業内容は、小平第二中学校特別支援学級の作品を展示し、そこを訪れる方々と交流を持つことにより、障害についての悩みを語り合い理解を深め合う。そして、学校カウンセラーを講師に迎え、助言をしていただくというもので、実行委員の各家庭は3,000円の負担、一般の方は入場料無料でございます。

次に、受付番号（78）。事業名、市民講座。主催団体、社団法人小平市医師会。実施期日、平成20年3月1日。会場、ルネこだいらレセプションホールでございます。毎年使用承認しており、入場料無料でございます。

次に、受付番号（79）。事業名、2008こだいら・雨情うたまつり。主催団体、こだいら・雨情うたまつり実行委員会。実施期日、平成20年5月18日。会場、ルネこだいら大ホー

ルでございます。毎年使用承認しており、入場料は500円でございます。

次に、受付番号（80）。事業名、創立8周年記念コンサート。主催団体、小平ユネスコ協会。実施期日、平成20年2月11日。会場、ルネこだいら大ホールでございます。今回初の承認で、事業内容は、創立8周年を記念して、コンサートを開催するもので、入場料は1,000円でございます。

次に、受付番号（81）。事業名、第5回「国際交流ひな祭りパーティー」。主催団体、小平ユネスコ協会。実施期日、平成20年3月2日。会場は中央公民館でございます。毎年使用承認しており、入場無料でございます。

次に、受付番号（82）。事業名、親子でいっしょに郷土の歴史について学ぶ。主催団体、東京小平ロータリークラブ。実施期日、平成20年2月16日。会場は熊野宮でございます。毎年使用承認しており、参加無料でございます。

次に、受付番号（83）。事業名、第12回「ポポロ」童謡コンサート。主催団体、「NPO」日本と世界の愛唱歌をうたう会（通称：ポポロ）。実施期日、平成20年3月15日。会場はルネこだいら中ホールでございます。毎年使用承認しており、入場無料でございます。

終わりに、受付番号（84）。事業名、子育てセミナー。主催団体、家庭倫理の会武蔵野。実施期日、平成20年3月4日。会場は花小金井南公民館でございます。毎年使用承認しており、入場無料でございます。

以上でございます。

#### ○小池委員長

どうもありがとうございました。

それでは、教育長報告事項（6）事故報告Ⅰ（12月分）について、坂井教育長から御説明をお願いいたします。

#### ○坂井教育長

12月の事故報告Ⅰの交通事故、一般事故につきましては、資料No.7のとおりでございます。

詳細につきましては、山田教育部理事より説明させます。

#### ○小池委員長

山田教育部理事、お願いいたします。

#### ○山田教育部理事

12月の事故報告Ⅰについて報告いたします。

まず交通事故は管理下で2件ございました。

①、小学校1年生男子が、下校途中、同じ1年生の保護者の連れた犬をあやしていたところ、犬が飛びかかり、当該児童が道路に飛び出し、そのとき通りかかった自動車に足の甲をひかれ骨



折したというものでございます。

中学校、②の事故は、中学校1年生女子が、登校時に、交差点を横断中、自動車に当たり、左腕を打撲したというものでございます。

次に一般事故でございます。一般事故は小学校で10件、中学校で5件ございました。

はじめに小学校でございます。

①の事故は、小学校4年生男子が、休み時間中、当該児童の前でボールをけたほかの児童の足が、当該児童の右手小指に当たり骨折したというものでございます。なお、これは10月分の事故でございます。

②、小学校3年生女子が、休み時間中、うんていに飛びついた手が滑り、顔面から落ちて下唇に裂傷を負ったというものでございます。これは11月分の事故でございます。

③、小学校5年生男子が、休み時間中、トイレから飛び出したときに、顔が他の児童にぶつかり、鼻血と唇にすり傷を負ったというものでございます。

④、小学校1年生男子が、休み時間中、校庭の固定遊具から飛び降りた際、右手を着き、手首を骨折したというものでございます。

⑤、小学校2年生男子が、家庭科の授業中、町探検ルートにある同級生宅の犬を見に行ったとき、拾った木の実をえさだと思った犬が当該児童に飛びかかり、右腕をかまれ、かみ傷を負ったというものでございます。

⑥、小学校4年生男子が、体育の授業中、体育館で跳び箱を開脚跳びで飛び越す際、跳び箱に着手した左手が滑り、バランスを崩して落下し、左ひじを骨折したというものでございます。

⑦、小学校4年生男子が、図工の授業中、木版画づくりで彫刻刀が滑り、前に置いた左手の手首に切り傷を負ったというものでございます。

⑧、小学校6年生男子が、体育の授業中、バスケットボールをしていて、左手中指を突き指したというものでございます。

⑨、小学校5年生男子が、学活の授業でサッカーの試合を応援しているときに、いっしょに遊んでいたほかの児童の指が誤って左目に当たり、角膜に傷を負ったというものでございます。

⑩、小学校3年生男子が、給食時間中、歩行中にバランスを崩し、左前方に倒れて木製の児童用ロッカー最下段の板の角に額の左側を打ち付け、裂傷を負ったというものでございます。

次に、中学校でございます。

⑪、中学校2年生女子が、休み時間中、他の生徒と廊下を走った際、廊下の床につまずき転倒し、左足小指を骨折したというものでございます。

⑫、中学校1年生女子が理科活動中、当該生徒が同級生に背中を押された拍子に、顔から床に倒れ、前歯を脱臼したということでございます。

⑬、中学校1年生男子が、野球部の活動中、1塁から2塁に全力で走塁したところ、股関節に痛みを訴え、病院で診察したところ股関節剥離骨折と診断されたというものでございます。

⑭、中学校1年生男子が、バスケットボールの部活動の準備中、当該生徒が上級生に体を投げ上げ、空中でシュートを依頼し、着地の際に臀部から落下し、臀部と床の間に挟んだ左手首と左

腕を骨折したというものでございます。

管理外の事故で1件でございます。

⑮、中学校3年生女子が、病院から自宅に帰る途中、道路のくぼみに足を取られてひねり、左足甲を骨折したというものでございます。

なお、交通事故につきましては、先月と比べますと、1件の減少、昨年12月と比較しても1件の減少でございました。一般事故は先月との比では6件の減少、昨年の12月との比較では2件の減少でございました。

以上でございます。

### ○小池委員長

どうもありがとうございました。

それでは、次の議題でございますが、教育長報告事項（7）及び議題第32号から第37号までは、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございます。

後ほどお諮りいたしますが、これらにつきましては、非公開で扱いたいと存じます。

したがって、ここまでの教育長報告事項について、御質問、御意見等がございますでしょうか。ありましたら、お出しいただきたいと思います。

### ○荒畑委員

2点。最初は、小平市指定管理者制度活用方針の15ページの指定管理者制度を導入する施設というところで、（3）に市民総合体育館という項目があり、その中に平成23年度をめどにという表現があるのですが、その部分は平成23年の意味が何かあるのでしょうか、というのが一つです。

それからもう一つは、事故報告Iで、小学校の飛び出しが1件、それから中学校その他が1件ということで、少なくともよろしいのですが、まず最初の小学校1年生なんです、これは私も車を運転して体験したのですが、小学生が4、5人で道路をふざけあいながら登下校するときがあって、非常に事故が起こりやすいという環境になったことがあります。これは犬をあやして、飛び掛られたのでびっくりしたということだと思のですが、校庭で思いっきり遊んでもらい、道路では余りふざけたりしないようにということ、指導していただければよいのではないかと思います。

それから、中学生のその他につきましては、最近自転車の通行がでたらめみたいで、左側通行を右側通行していたり、また横断するときも安全確認しないで斜めに来たり、小・中学生でもいますので、そういった点も注意していただくように、教育委員会あるいは学校の先生方から言っていただけるようにしていただければ、この交通事故がゼロになるのではないかなと思っておりますので、その2点お願いします。

## ○武藤体育課長

それでは、市民総合体育館の指定管理者についての御質問でございます。この時点では、平成23年度をめどにという形で記載させていただきました。この平成23年度をめどにということ、それまで3年ほどあるんですけれども、その間にスポーツ振興の仕組みづくりを、つくりあげたいということで、時間をいただいた経緯がございます。そのため、平成20年度に市民による生涯スポーツ振興の市民委員会も企画しております。そんなことも含めて、平成23年度に指定管理者制度に移行するという形で準備したいと思っております。

## ○伊藤委員

小平市の文化振興の基本方針が今回出ておりますけれども、教育委員会の一部事務を市長部局に統合し、そして、その先では指定管理者制度を取り入れていくという、この一つの流れが大枠ではうまくいくことを期待しておりますし、ある意味必然的な流れかなというふうに理解しております。その前提に立って、お聞きしたいんですけれども、今回の教育三法の改正で地方教育行政法の中で、学校体育以外の体育と文化に関することを市長部局の方に移行できるということが明記されましたけれども、そのところでただし書きとして、文化のところでは文化財の保護は除くということがあったと思っております。市長部局の方に移行していく中で、今回平櫛田中彫刻美術館、鈴木遺跡、ふるさと村等々出ておりますが、どのようにその点をクリアしていくのでしょうか。まずそこをお伺いします。

## ○有馬生涯学習推進課長

文化財の関連でございますけれども、伊藤委員からお話ございましたように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、この中では文化に関することについては、文化財の保護に関することは除くというような法の規定になっています。小平ふるさと村を指定管理者にした場合ですけれども、村の中に市指定の文化財4棟の建物が中にございますが、通常の運営管理については指定管理者ができるわけですけれども、指定管理者制度を行う場合には、自治体と指定管理者が責任の分担をするというところがございます。その業務にかかることについては、相互で取り交わす協定書というものがございます。協定書の内容については、自治体と指定管理者との協議を経て自治体が行うこと、あるいは指定管理者が行うことを、明確にするというような運びになるというふうに思っております。

したがって、市の文化財に関することにつきましては、引き続き教育委員会が責任を持ってやるというようなことにつきましては、これまでとかわりなくやっていきたいと。指定管理者との協定書の中に、そういうものを明記して、きちんと区分けをしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

## ○伊藤委員

それで、この基本方針の中に9ページ、文化施設として地域センター、公民館、図書館が一括りに明記されております。今後これらが、指定管理者制度の活用の中で検討されていくのに当たり、文化施設ではあるけれども、社会教育の機関だという位置づけが重要だと思うわけです。今市民の方のニーズというのは、サービスの向上が図られて利便性があるのだったら、その事業主体が公共のものであろうが民間であらうが、それはもう構わないという感覚になっているかとも思うんですけども、一方でやはり社会教育の歴史というものをかんがみましても、市民の教育ということに対して、市が責任を負うということが非常に重要なことだと思います。ですから、この文化施設という一つの括りの中であっても、教育機関だということを、特に公民館、図書館について認識していただくように、今後検討会なり、それから教育委員会管轄の社会教育委員の会議等々で、そのあたりは議論を進めていっていただきたいと思います。

それから、文化に関する指定管理者として18ページのあたりに、非常に言葉を重ね、文化の指定管理者としては、小平市文化振興財団が望ましいと考えますという結論に至っています。これは、平成17年5月に小平市の方で指定管理者制度導入にかかる当面の方針というものが出ておりますが、その中の当面公募によらず選定を行う、本来指定管理者というのは選定委員会で選定したり、公募選定をしたりというものだというふうに思っておりますが、この当面公募によらず選定を行うものという範疇の中で、文化は文化振興財団の方にまとめようという方針がここに示されているものと思われまます。

しかしながら先ほど申し上げましたように、社会教育機関のことも考えますと、この文化振興財団にどの文化施設の管理者として、あるいは事業主体にもなっていくわけですが、そのノウハウが、この5年7年の間に蓄積されていくかどうか、ということもよく見ていかななくてはならないと思います。

さらに、あくまで当面ですから、そう理解はしておりますけれども、公募によらず選定を行うという、その意向もそれなりに理解できるものではありませんけれども、やはり本来この制度が導入されましたのも、民間の活力を導入して競争原理も導入し、よりサービスの向上をというところのわけですから、やはりできれば、文化振興財団に対抗する団体、事業者なども出てくるわけですので、この文化振興財団もそれに対抗し得る力をつけていっていただくことが、望ましいと思います。

それにしましても、教育委員会としましては、例えば生涯学習推進課が現在どちらかという和学校教育支援の方のボリュームが多くなっていると思うんですけども、今後、分掌事務のある程度の整理をしていく必要があるかと思えます。その上で、今後、単にこういった大きな流れの中で俎上の魚になることなく、市民の声もよく聞きながら教育委員会としての方針といいましようか、態度を明確にしていく必要があると思えます。

指定管理者制度が既に導入されている市、あるいはその中の生涯学習センターなり図書館なりの例もいろいろ聞いておりますが、いろんな労務管理とか事業費の低額によるサービスの低下とかさまざまな、あるいは俗にできレースというようなことも言われますけれども、さまざまな間

題が生じていまして、それはもう皆さん周知のことだと思いますので省きますけれども、そういったさまざまな他市の例も参考にしながら、市長部局とよく調整を行っていただきたいと思います。以上です。

#### ○小池委員長

どうもありがとうございました。

これは他市の調査はされているんですか。

#### ○屋間教育部長

今、伊藤委員の方から御発言がございました、この件につきましては伊藤委員がおっしゃるとおりでございまして、公民館、図書館については、この文化振興の方針の中で、一つの文化施設としての機能を持っているという意味でございまして、軽んじているとか、否定しているとかそういうことはございません。こういう施設の機能を持った施設が小平にはたくさんあるということ、ここで明示をしているということでございます。

この2つの機関を、当市の中でどう扱っていくかということは、この中では今の段階では触れてございません。ただこの中、特に指定管理者のところでは、今後は個別に対応していくんだということが書かれていますので、いわゆる機が熟していけば今後そういう形で、適した施設については個々に導入の検討に入っていくということは記述されております。

そういう点では、今後市の施設は、かなりいわゆる市場に開放されていくということがあろうかと予測をされていくわけです。ただし、公民館、図書館については、特に小平の社会教育の歴史を考えたときに、果たしてそれがすぐに実現していくかということについては、これはかなり慎重に検討していかないといけないだろうと、これは我々としても市全体としてもそういうふうに思っております。

今後、他市の事例を見ながら、あるいは市民の方々の意識にも触れて考えていくという方向性にはなろうかと思えます。もともと図書館は、無料ということが大原則でございまして、無料で本を提供するという事の中で、民間企業のインセンティブがどれだけ働くのかという問題が構造的にあるわけです。そういう中で、いわゆる民間に頼んでいくことが、果たして適しているのかということが、なかなか検証できないというのがございますので、その辺他市の事例を見ながら、慎重に検討していく必要があると思っております。

#### ○武藤体育課長

それでは、多摩地区の体育施設の指定管理者導入の状況でございまして。この26市のうち、現在8市ほどが指定管理者を導入しているような形でございまして。ただそのうちの大半については財団であるとか、公社というような形で進めていまして、全く民間に指定管理を出しているというのは、一昨年の東久留米市で初めてという状況です。東久留米市スポーツセンターでは、年中無休ですとか、朝7時から夜11時までですとか、かなり幅広いサービスに努めているというふ

うに伺っております。

またこの4月から、西東京、国分寺、武蔵村山が指定管理者制度に移行するというような状況を聞いておまして、少しずつやはり増えているのが実情でございます。

以上でございます。

### ○小池委員長

どうもありがとうございました。

この民間企業の力を使っていくという考え方は一つの方法としてはあります。ただ、この競争原理を使うというやり方というのは、プラス面もありますけれども、一方ではマイナスの部分もあります。特にこういう、公民館だとか図書館だとか地域センター、こういうのは普通の民間企業だと採算に乗せるとか、そういうことがなかなか難しいことですから、そういうものに対して、民間の企業、民間の活力を入れながら、しかもこういうものを目指していくのは、非常にバランスが難しいと思います。ですからそこらへんは十分検討した上でやっていただきたいと思います。

以上でございますが、何か他にございますでしょうか。

### ○伊藤委員

今の民間とか市場原理の言葉から思い出したんですが、先程地域児童見守りシステム事業の御報告をありがとうございました。大分好感をもって受け入れられているようで、モデル実施をしている中でいい結果が得られていくようで好ましいことかと思えます。

一つ、直接教育長にお尋ねしたいんですけども、教育委員会はこの事業を支援するという形で、利用者はサービスを買うということですから、文字通り市場原理を取り込んだもので民間企業といっしょにやっていくということで、直接市が、あるいは教育委員会がそれに対応するものではないわけで、地域児童見守りネット協議会がそれに当たっているわけですね。ところがモデルとなっている学校のホームページで知ったんですけども、その協議会の会長を今、教育長がやっておられます。これは暫定的なことで、最初の御説明でも地域の方から非常に熱い声が挙がってこの事業の申請に発展したということを知っていますので、最初から地域の方が代表になってくださらなかったのは残念ですが、そろそろ地域の方が協議会の代表なり副代表なり、今、副代表は小平第六小学校、小平第八小学校の校長で、監査も学校側の方がなっていますけれども、そろそろ地域の方がなってくださりそうですか。

### ○坂井教育長

伊藤委員がおっしゃったように、まさに暫定的なことでして、急遽9月から立ち上げて導入しなければいけませんので、教育委員会の事務局もネットワーク協議会に入っていますので、私が暫定的に協議会の会長になっています。すべての小学校が参加した時点で、来年度の4月以降になると思いますけど、その時点では地域の皆さんも参加して協議会を設立することになりますので、そこで会長を選んでいただくというふうな形で、進めていきたいと思っています。

以上です。

**○小池委員長**

どうもありがとうございました。

ほかに何かございますでしょうか。

ーなしの声ありー

**○小池委員長**

御質問ないようでございますので、(1) から (6) までの教育長報告事項をこれにて終了いたします。

次に、教育長報告事項 (7) 及び議案第 3 2 号から第 3 7 号まででございますが、先ほど申し上げましたとおり、個人のプライバシー等を含んだ内容でございます。したがって、これらにつきましては、非公開で審議したいと思います。

採決は挙手をお願いいたします。

お諮りいたします。ただいま申し上げました議題につきまして、非公開で取り扱うことに賛成の方は挙手をお願いいたします。

ー賛成者挙手ー

**○小池委員長**

ありがとうございました。挙手全員でございます。賛成の方が 3 分の 2 以上の多数と認め、非公開と決定いたしました。

これ以降の議事は非公開で取り扱いますので、関係者以外の方は、御退席をお願いいたします。

ここで休憩をいたしたいと思います。ちょっと時間がありますけれども、15 時まで休憩ということにいたしたいと思います。

午後 2 時 4 7 分 休憩